

令和8年度宮城県立支援学校高等学園及び 宮城県立秋保かがやき支援学校高等部産業技術科入学者選考方針

県立支援学校高等学園及び県立秋保かがやき支援学校高等部産業技術科（以下「県立高等学園等」という。）に係る入学者の選考は、各県立高等学園等の教育の目的の実現及び生徒の健全育成と適切な教育支援を期し、厳正に行うものとする。

1 基本原則

- (1) 各県立高等学園等は、入学希望者が各県立高等学園等の教育を受けることが適切かどうかについて、中学校長、義務教育学校長、中等教育学校長及び特別支援学校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、共通学力検査及び各県立高等学園等で実施する諸検査等の結果に基づいて総合的に判断する。
- (2) 入学者の選考に当たっては、厳正を期するために各県立高等学園等に選考委員会を設置するものとする。

2 第一次募集

- (1) 全ての県立高等学園等は、学校・学科の特色に応じて、第一次募集を実施する。入学者の選考に当たって、県立高等学園等の校長は、原則として、調査書、共通学力検査の結果及び各県立高等学園等で実施する諸検査等の結果により選考するものとする。
- (2) 共通学力検査
 - イ 共通学力検査の実施期日は、諸検査等と同日に行うこととし、宮城県教育委員会が定める。
 - ロ 共通学力検査の実施教科は、国語及び数学とする。
 - ハ 共通学力検査の内容は、小学校学習指導要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な内容を重視するとともに、生徒の多様な能力や適性等を把握する観点に基づく問題となるよう配慮するものとし、宮城県教育委員会が定める。
- (3) 諸検査等
 - イ 諸検査等の実施期日は、共通学力検査と同日に行うこととし、宮城県教育委員会が定める。
 - ロ 諸検査等の内容及び実施方法は、各県立高等学園等において適切に定める。
 - ハ 諸検査等の内容及び実施方法は、障害の状態、発達段階、特性等に十分配慮する。

3 追検による選考

全ての県立高等学園等は、第一次募集選考日当日に、やむを得ない事由により受検できなかった者を対象に、追検による選考を実施する。この場合、共通学力検査及び諸検査等並びに選考方法については、原則として第一次募集に準ずるものとする。

4 第二次募集

第一次募集の合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。この場合、共通学力検査及び諸検査等並びに選考方法については、原則として第一次募集に準ずるものとする。

Ⅳ 令和８年度宮城県立支援学校高等学園等入学者選考要項

第１ 学校名、学科名、修業年限及び募集定員

学 校 名	学 科	修業年限	募集定員
岩 沼 高 等 学 園	産 業 技 術 科	３	４０
岩 沼 高 等 学 園 川 崎 キ ャ ン パ ス	産 業 技 術 科	３	８
小 牛 田 高 等 学 園	普 通 科	３	２４
女 川 高 等 学 園	産 業 技 術 科	３	２４
秋保かがやき支援学校高等部	産 業 技 術 科	３	３２

第２ 第一次募集（高等学園等）

１ 出願資格

県立高等学園等に出願できる資格を有する者は、令和８年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園等入学者募集要項に定めるところによる。

２ 出願制限

- （１） 出願できる県立高等学園等是一个の学校に限るものとする。
- （２） 県立高等学園等の第一次募集を受検し合格していない者は、県立高等学園等の第二次募集と特別支援学校高等部の第一次募集を併願することができる。
- （３） 県立高等学園等の第二次募集に合格した場合は、公立特別支援学校の第一次募集を受検することはできない。
- （４） 出願した県立高等学園等に合格した場合は、公立高等学校への出願は認めない。

３ 出願手続

- （１） 出願に必要な書類は、志願先の県立高等学園等の校長が交付する。
- （２） 志願者は、出願に必要な書類を志願先の県立高等学園等の校長に請求する。
- （３） 志願者は、入学願書及び県立高等学園等の校長が指定した書類を、出身学校長に提出し、出身学校長は志願先の県立高等学園等の校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書の上、受検票送付用封筒１通（志願先の県立高等学園等の校長が指定する大きさの封筒に簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。）と併せて、志願先の県立高等学園等の校長に送付すること。
- （４） 出願書類を受理した県立高等学園等の校長は、出願者の出身学校長に対して、出願者の受検番号を付した受検票を送付する。出願者は、出身学校長から受検票を受け取る。
- （５） 出願に係る手数料は、徴収しない。
- （６） 志願先の県立高等学園等において受理した書類（受検票送付用封筒、切手等を含む。）は、出願の取消等があっても返還しない。

4 出願期間

- (1) 出願期間は、令和8年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園等入学者募集要項に定めるところによる。
- (2) 受付時間は、土曜日、日曜日、及び祝日等を除く、午前9時から午後4時までとする。

5 県外からの出願

- (1) 出願資格と出願承認の申請

イ 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度の者。

ロ 他の都道府県に住所を有する者又は他の都道府県の中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業した者若しくは令和8年3月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは令和8年3月修了見込みの者。

上記のイ及びロに該当し、やむを得ない理由（下記）により本県の県立高等学園等に入学を志願しようとする者は、出身学校長を経て出願承認のための書類を志願先の県立高等学園等の校長に提出し、承認を得なければならない。

記

「やむを得ない理由」

1 住所の異動によるもの

- (1) 保護者の転勤等に伴う一家転住によって住所を異動せざるを得ない場合
- (2) その他、特別な家庭の事情によって住所を異動せざるを得ない場合
承認に当たっては、異動の事由を客観的に証明する次のいずれかの書類が提出されている者に限り、それらを資料として判断することとし、提出されない場合は承認しない。

イ 住所に関する証明書

社宅等の入居証明書、家屋の賃貸契約書、持家の登記簿謄本、建築確認通知書の写し等のいずれかの書類

ロ 転勤、在勤等を証明する書類

2 その他

本県の県立高等学園等に就学することが、特にやむを得ないと認められる合理的事由がある場合

- (2) 提出書類と出願承認手続（以下、秋保かがやき支援学校の場合は、特別支援学校高等部の様式とする。）

イ 出願承認のための提出書類は、次のとおりとする。

(イ) 県外からの宮城県立支援学校高等学園出願承認願（様式第1号）

(ロ) 本県の支援学校高等学園等に入学を志願する理由を証明する書類

ロ 出願承認手続の受付期間は、令和7年10月21日（火）から令和7年11月7日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

なお、出願承認手続は、遅滞なく行うこと。

ハ 県立高等学園等の校長は、県外からの宮城県立支援学校高等学園出願承認願（様式第1号）を申請した者について審査の上、その理由が特にやむを得ないと認めたときは、志願

者の出身学校長に対して、県外からの宮城県立支援学校高等学園出願承認書（様式第2号）を交付する。

- ニ 県立高等学園等について出願の承認を受けた者は、出願に際して、県立高等学園等の校長から交付された県外からの宮城県立支援学校高等学園出願承認書（様式第2号）を出願書類に添え、出身学校長を経て志願する県立高等学園等の校長に提出する。

6 出願の取消

出願者が出願を取り消す場合は、宮城県立支援学校高等学園出願取消し届（様式第3号）により出身学校長を経て、速やかに出願先の県立高等学園等の校長に届け出るとともに、受検票を返還する。なお、県立高等学園第二次募集に合格した場合の取り消しの流れは、要項23ページを参照すること。

7 追検による選考の実施

- (1) 第一次募集選考日当日に各県立高等学園等で実施する共通学力検査及び諸検査等をやむを得ない事由により受検できなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を実施する。
- (2) 追検による選考は、第一次募集選考日当日に共通学力検査及び諸検査等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。
 - イ インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者。
 - ロ その他やむを得ない事由のある者。
- (3) 第一次募集選考日当日において、共通学力検査のうち一教科でも受検した場合には、追検による選考を認めない。
- (4) 追検による選考における共通学力検査及び諸検査等は、第一次募集選考に準じて実施する。
- (5) 実施上の手続は以下のとおりである。
 - イ やむを得ない事由により共通学力検査及び諸検査等を受検できなくなった受検生は、在籍する出身学校長へ速やかに連絡する。
 - ロ 当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、選考日当日の午後4時までに、出願先の県立高等学園等の校長へ電話等で連絡する。
 - ハ 当該出身学校長は、令和7年12月11日（木）午後5時までに、追検による選考申請書（様式第7号－1）に証明書類等を添付し、出願先の県立高等学園等の校長へ持参または郵送する。
 - ニ 申請書及び証明書類等（以下申請書類という。）を受理した出願先の県立高等学園等の校長は、申請書類を審査の上、追検による選考の承認の可否を判断し、速やかに当該出身学校長宛てに追検による選考受検許可証（様式第7号－2）を送付する。
 - ホ 追検による選考を認められた出願者は、追検による選考当日、受検票及び追検による選考受検許可証（様式7号－2）の写しを受付で提示し受検する。
 - ヘ 追検による選考に関係する書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まずFAX等で送付し、その後、速やかに持参または郵送することとする。

8 選考期日及び合格者の発表

(1) 下記の期日に選考を行う。

学 校	第一次募集選考日	合格発表日
県立支援学校高等学園 秋保かがやき支援学校産業技術科	令和7年12月10日(水) ※追検による選考を実施する場合 令和7年12月15日(月)	令和7年12月18日(木)

(2) 合格者の発表は、合格発表日の午後3時に各県立高等学園等において受検番号によって行う。

なお、結果に係る通知書の郵送を希望する出身学校長は、結果通知用封筒1通（出願先の県立高等学園等の校長が指定する大きさの封筒、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。）を出願先の県立高等学園等の校長に送付すること。

第3 第二次募集（高等学園等）

1 第二次募集の実施

- (1) 合格者が募集定員に満たない学科について、第二次募集を行う。
- (2) 第二次募集を行う学校の出願期間、選考方法及び合格者の発表日については、別に定め公表する。

2 出願資格

第二次募集に出願できる者は、令和8年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園等入学者募集要項に定めるところによる者のうち、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本県の県立高等学園等の第一次募集を受検し合格していない者又は本県の県立支援学校高等学園等の第一次募集に出願したが、病気や不慮の事故等で受検できなかった者。
- (2) 県外からの出願承認期間以降に、やむを得ない事由により県外から一家転住してきた者で、県外の特別支援学校への入学意思がないことが確認できる者。

3 出願制限

- (1) 出願できる県立高等学園等は、第二次募集を実施する県立高等学園等の一つに限る。但し、特別支援学校高等部の第一次募集を併願することができる。
- (2) 本県の県立高等学園等の第一次募集による合格者は、第二次募集に出願できない。

第4 入学の辞退（高等学園等）

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式第4号）により出身学校長を経て出願先の県立高等学園等の校長に届け出る。

第5 その他（高等学園等）

1 共通学力検査教科別得点の簡易開示

共通学力検査教科別得点の簡易開示について、希望する受検者等は、受検した県立高等学園等に直接申し出ること。

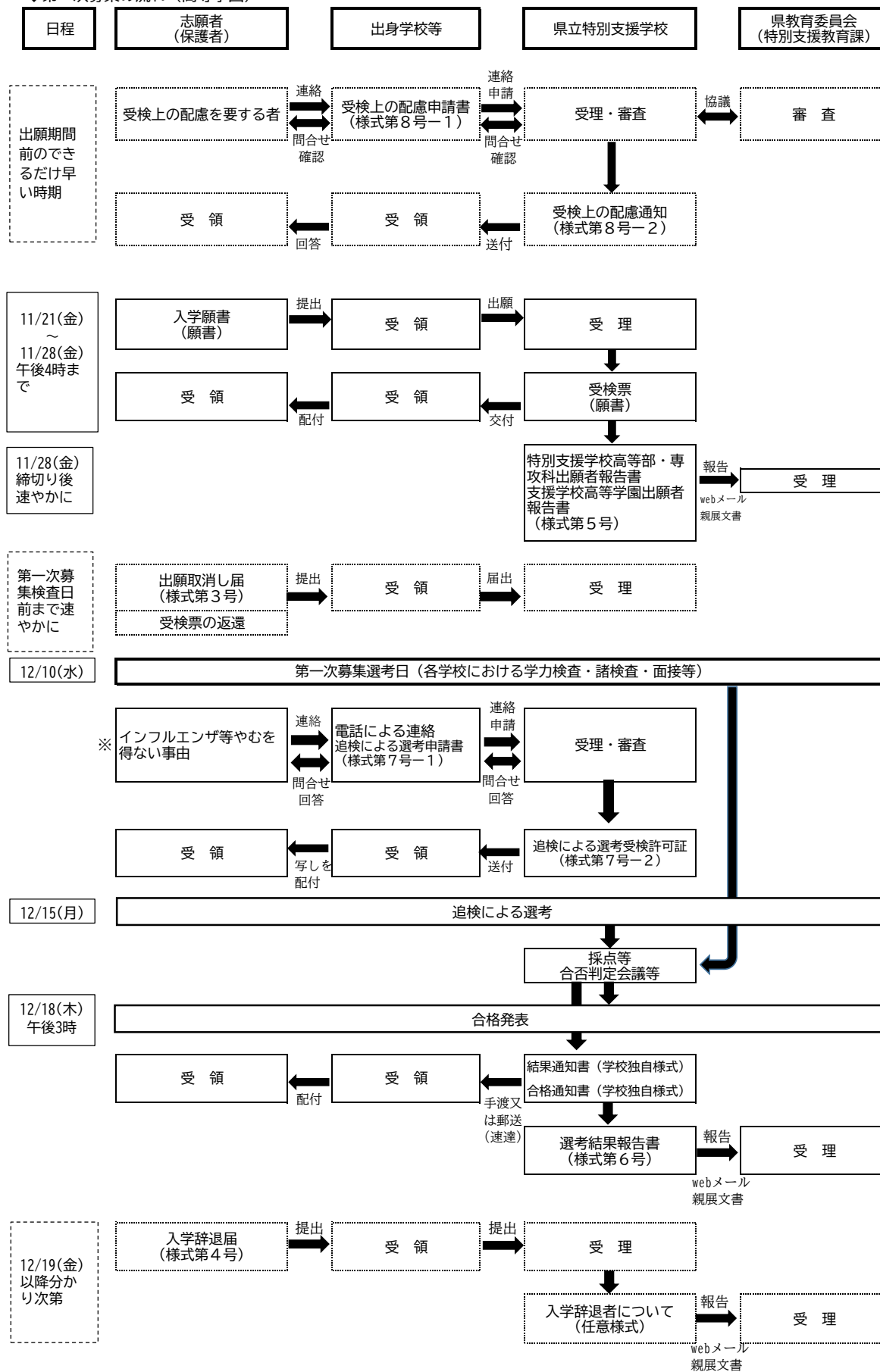
なお、開示期間は合格発表日から1か月間とする。

2 共通学力検査及び諸検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い

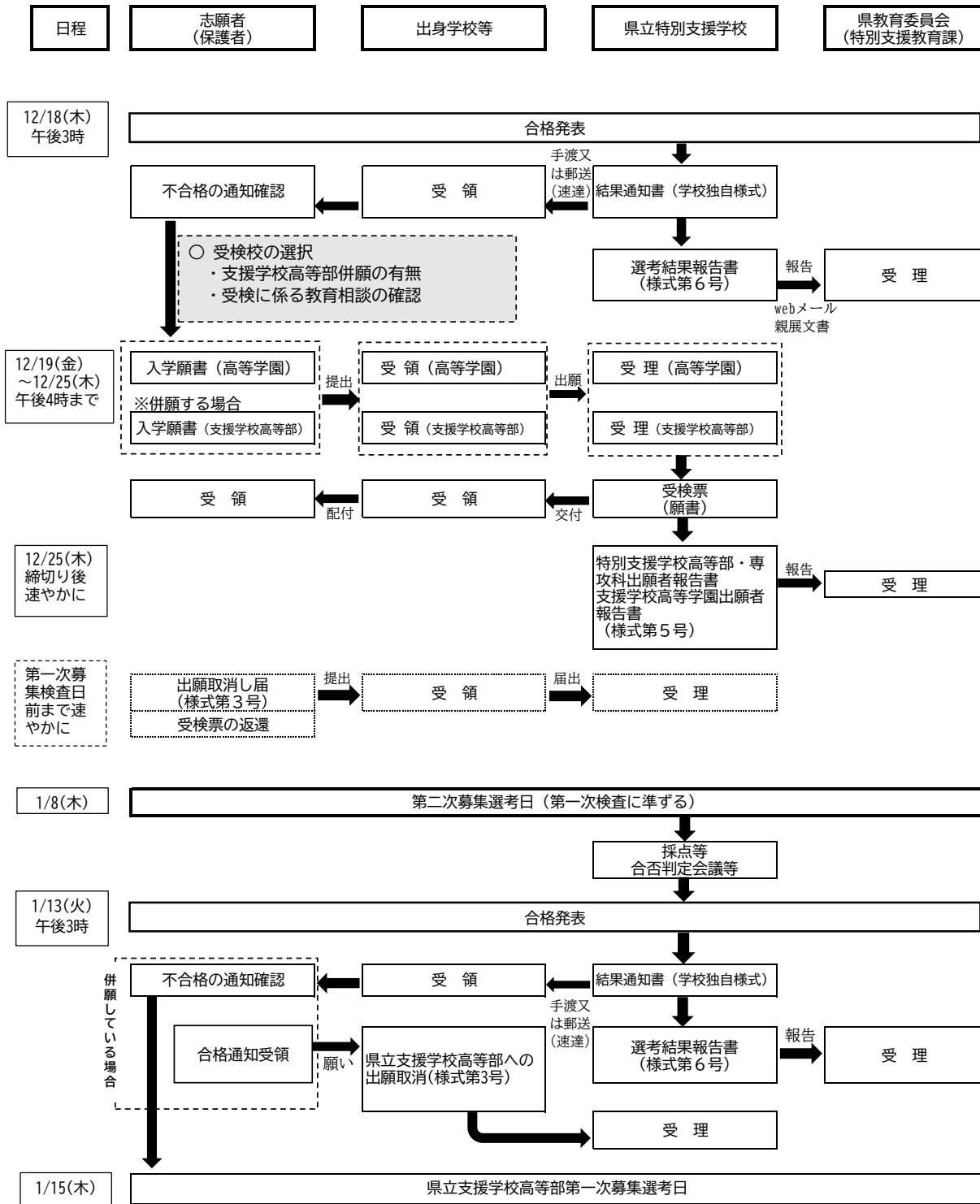
- (1) 出身学校長は、身体上のこと等で特に配慮を要する者が県立高等学園等に出願する場合、共通学力検査及び諸検査等について、事前に出願する県立高等学園等の校長と電話等で連絡・調整の上、出願期間前のできるだけ早い時期に、県立高等学園等の校長に受検上の配慮申請書（様式第8号－1）により申請する。
- (2) 受検上の配慮申請書（様式第8号－1）を受理した県立高等学園等の校長においては、宮城県教育委員会教育長と事前に協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、配慮の内容を当該出身学校長に受検上の配慮通知（様式第8号－2）により通知する。

入学者選考に係るフロー図（概要）

◆第一次募集の流れ（高等学園）

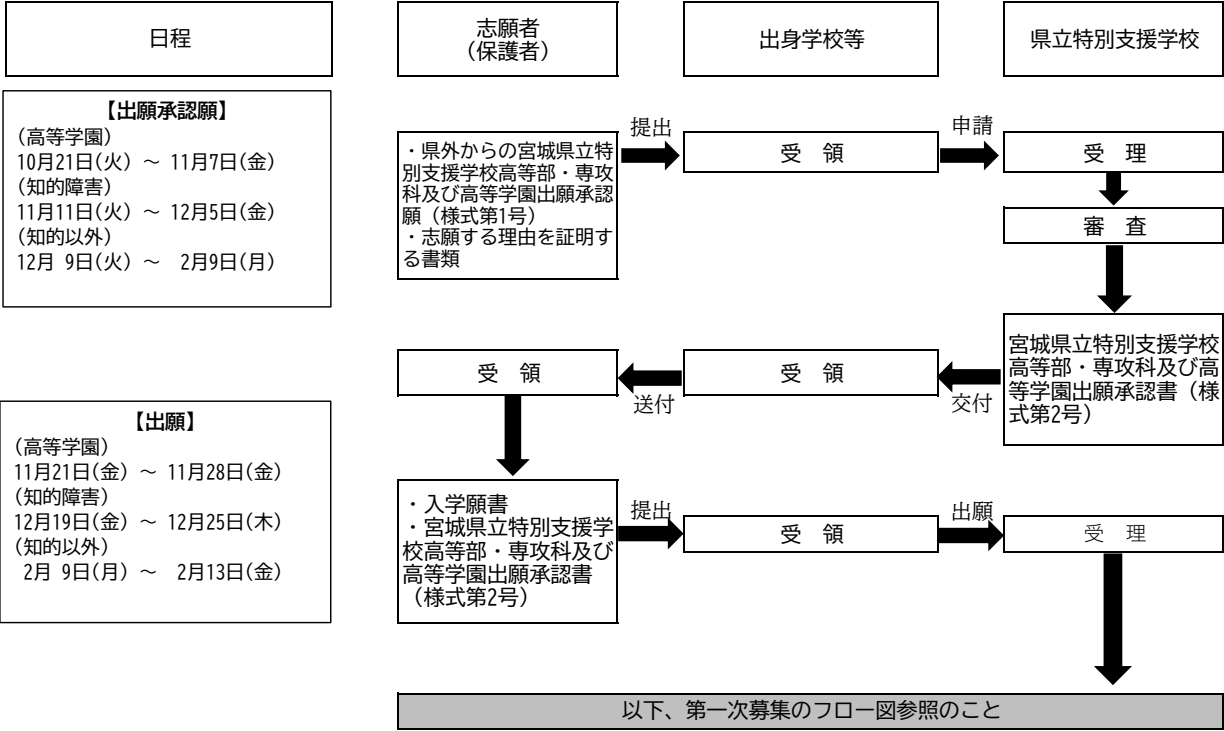


◆第二次募集の流れ（高等学園）



※ 県立高等学園第二次募集に合格した者で、県立支援学校高等部第一次選考を併願している場合、合格通知受領後速やかに在籍中学校を通して、併願先の支援学校に出願取り消しについて電話連絡をする。様式第3号は、翌日までに確実に届ける。

◆県外からの出願の流れ



令和8年度宮城県立特別支援学校高等部・高等学園等及び専攻科入学者募集要項

学 校 名	部 科	学 科	修業 年限	募集 定員	出 願 資 格	出 願 書 類	出 願 期 間	選考方法	選 考 日	合格発表日
岩沼高等学園	高等部	産業技術科	3	40	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度の者で、令和8年3月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者	入学願書 特別支援学校長等が指定した書類	令和7年 11月21日 （金） から 11月28日 （金） 午後4時 まで	出願書類 諸検査等 （学校ごとに定める。ただし、学力検査問題は、宮城県教育委員会で定める。）	令和7年 12月10日 （水） ※追検による選考日 12月15日 （月）	令和7年 12月18日 （木） 午後3時
岩沼高等学園 川崎キャンパス	高等部	産業技術科	3	8						
小牛田高等学園	高等部	普 通 科	3	24						
女川高等学園	高等部	産業技術科	3	24						
秋保かがやき 支援学校	高等部	産業技術科	3	32						

高等学園の学力検査の日程は、次の表のとおりとする。

時 間 月 日		9 : 2 0	1 0 : 0 5		1 0 : 2 5	1 1 : 1 0
1 2 月 1 0 日 (水)	諸注意等	(1) 国語		休憩	(2) 数学	

他の諸検査等は各学校の日程による

<留意事項>

- 1イ 中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、特別支援学校（知的障害）（高等学園を含む）を志願する場合は、特別支援学級（知的障害）在籍が条件である。
- ロ ただし、中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、通常の学級又は特別支援学級（知的障害以外）に在籍している場合は、知的障害を証明する書類（療育手帳の写し等）又は市町村教育委員会で設置している就学支援委員会が、知的障害があると判断したことを証明する書類（就学支援委員会資料の写し等）を添付した市町村教育委員会教育長の証明書のいずれかを出願書類に添付することにより受検を可とする。
- 2 上記の宮城県立特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園等を志願する者は、原則として事前に教育相談を受けること。
- ※ 詳しい内容については、各学校に照会すること。
- 3 出願できる宮城県立特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園等是一个の学校に限るものとする。出願した学校に合格した場合には、公立特別支援学校高等部の第一次募集及び公立高等学校を出願することは認めない。但し、支援学校高等学園等の第二次募集に出願する場合、特別支援学校高等部第一次募集を併願できる。
- 4 特別支援学校高等部及び支援学校高等学園等に出願できる者は、原則として出願時点で高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部及び支援学校高等学園のいずれにも在学していない者とする。

宮城県立特別支援学校高等部・専攻科設置校及び支援学校高等学園一覧

学 校 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
視 覚 支 援 学 校	〒 980-0011	仙台市青葉区上杉 6－5－1	0 2 2－2 3 4－6 3 3 3
聴 覚 支 援 学 校	〒 982-0001	仙台市太白区八本松 2－7－2 9	0 2 2－2 4 8－0 6 4 8
船 岡 支 援 学 校	〒 989-1605	柴田郡柴田町船岡南 2－3－1	0 2 2 4－5 4－2 2 1 3
西 多 賀 支 援 学 校	〒 982-0805	仙台市太白区鉤取本町 2－1 1－1 7	0 2 2－2 4 5－1 1 8 3
光 明 支 援 学 校	〒 981-3213	仙台市泉区南中山 5－1－1	0 2 2－3 7 9－6 5 5 5
石 巻 支 援 学 校	〒 986-0861	石巻市蛇田字新立野 4 1 0－1	0 2 2 5－9 4－0 2 0 2
気 仙 沼 支 援 学 校	〒 988-0141	気仙沼市松崎柳沢 2 1 6－7	0 2 2 6－2 4－3 0 1 9
名 取 支 援 学 校	〒 981-1242	名取市高館吉田字東真坂 6－1 1	0 2 2－3 8 4－6 1 6 1
角 田 支 援 学 校	〒 981-1503	角田市島田字御蔵林 2 4－1	0 2 2 4－6 3－2 5 5 5
迫 支 援 学 校	〒 987-0513	登米市迫町北方字大洞 5 9－1 0	0 2 2 0－2 2－9 4 8 4
金 成 支 援 学 校	〒 989-5171	栗原市金成沢辺小崎 8 7－1	0 2 2 8－4 2－2 2 1 1
古 川 支 援 学 校	〒 989-6203	大崎市古川飯川字熊野 8 7	0 2 2 9－2 6－2 3 3 8
山 元 支 援 学 校	〒 989-2202	亶理郡山元町高瀬字合戦原 1 0 0－2	0 2 2 3－3 7－0 5 1 8
利 府 支 援 学 校	〒 981-0123	宮城郡利府町沢乙字向山 2 6	0 2 2－3 5 6－5 6 7 5
小 松 島 支 援 学 校	〒 981-0906	仙台市青葉区小松島新堤 2－1	0 2 2－7 2 5－3 6 1 6
秋 保 か が や き 支 援 学 校	〒 982-0241	仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙 2 0	0 2 2－3 5 4－8 1 0 2
松 陵 支 援 学 校	〒 981-3108	仙台市泉区松陵 4－28－1	0 2 2－7 2 5－3 3 1 5
岩 沼 高 等 学 園	〒 989-2455	岩沼市北長谷字豊田 1－1	0 2 2 3－2 5－5 3 3 2
岩沼高等学園川崎キャンパス	〒 989-1501	柴田郡川崎町前川字北原 2 5	0 2 2 4－8 7－6 5 7 1
小 牛 田 高 等 学 園	〒 987-0005	遠田郡美里町北浦字船入 1	0 2 2 9－3 2－2 1 1 2
女 川 高 等 学 園	〒 986-2231	牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神 6 0－3	0 2 2 5－5 0－1 0 8 8

宮城県立特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園通学区域

学 校 名	種別	通 学 区 域	備考
視覚支援学校	視	全 県	寄宿舎設置
聴覚支援学校	聴	全 県	寄宿舎設置
船岡支援学校	肢	全 県	寄宿舎設置
西多賀支援学校	病	全 県	
	知	仙台市(太白区の一部)(重度重複障害対象)	※1
小牛田高等学園	知	全 県	寄宿舎設置
岩沼高等学園	知	全 県	寄宿舎設置
岩沼高等学園川崎キャンパス	知	全 県	
女川高等学園	知	全 県	寄宿舎設置
山元支援学校	病	全 県(重度重複障害対象)	入院が原則
	知	亘理町・山元町・仙台市(若林区の一部・太白区の一部)・名取市・岩沼市 ※2	※1
光明支援学校	知	仙台市(青葉区の一部・泉区の一部)	※1
金成支援学校	知	栗原市	
角田支援学校	知	角田市・丸森町・大河原町・柴田町・村田町・白石市・蔵王町・七ヶ宿町	
石巻支援学校	知	石巻市・東松島市・女川町	
気仙沼支援学校	知	気仙沼市・南三陸町	
古川支援学校	知	大崎市・加美町・美里町・涌谷町・色麻町	
名取支援学校	知	仙台市(若林区の一部・太白区の一部)・名取市・岩沼市 ※2	※1
利府支援学校	知	仙台市(宮城野区の一部)・多賀城市・利府町・大郷町・塩竈市・松島町・七ヶ浜町	※1
迫支援学校	知	登米市	
小松島支援学校	知	仙台市(青葉区の一部・宮城野区の一部・若林区の一部・泉区の一部)	※1
秋保かがやき支援学校	知	(産業技術科) 全 県	寄宿舎設置
		(普通科) 仙台市(青葉区の一部・太白区の一部)・川崎町	※1
松陵支援学校	知	仙台市(宮城野区の一部・泉区の一部)・富谷市・大和町・大衡村	※1

※1 西多賀支援及び山元支援の知的障害、並びに光明支援、名取支援、利府支援、小松島支援、秋保かがやき支援、松陵支援における仙台市の入学区域は、次ページの宮城県立特別支援学校(知的障害)高等部通学区域(仙台市内)を参照すること。

※2 令和4年度入学生から、名取支援学校の通学区域に居住する者は、希望により第一次募集から山元支援学校に出願できるものとする。ただし、名取支援学校との併願は認めない。

宮城県立特別支援学校（知的障害）高等部通学区域（仙台市内）

令和7年4月以降

特別支援学校名	行政区	居住地の学校区	備考	特別支援学校名	行政区	居住地の学校区	備考
宮城県立 小松島支援学校	青葉区	上杉山中学校区		宮城県立 光明支援学校	青葉区	第一中学校区	
		五城中学校区				第二中学校区	
		五橋中学校区				三条中学校区	
		台原中学校区				北仙台中学校区	
	宮城野区	宮城野中学校区				中山中学校区	
		東仙台中学校区				桜丘中学校区	
		東華中学校区				折立中学校区	
		鶴谷中学校区				大沢中学校区	
		幸町中学校区				吉成中学校区	
		西山中学校区				南吉成中学校区	
	若林区	八軒中学校区			泉区	七北田中学校区のうち 野村小学校区	
		南小泉中学校区				根白石中学校区	
		蒲町中学校区				将監中学校区のうち 桂小学校区	
	泉区	南光台中学校区				加茂中学校区	
		南光台東中学校区				寺岡中学校区	
宮城県立 松陵支援学校	宮城野区	岩切中学校区				長命ヶ丘中学校区	
		田子中学校区				南中山中学校区	
	泉区	七北田中学校区のうち 七北田小学校区				高森中学校区	
		市名坂小学校区				住吉台中学校区	
		八乙女中学校区				館中学校区	
		将監中学校区のうち 将監中央小学校区		宮城県立 名取支援学校	若林区	六郷中学校区	
		将監西小学校区				七郷中学校区	
		向陽台中学校区				沖野中学校区	
		将監東中学校区			太白区	中田中学校区	
		鶴が丘中学校区				郡山中学校区	
		松陵中学校区				袋原中学校区	
宮城県立 利府支援学校	宮城野区	高砂中学校区				富沢中学校区	重度重複障害者を除く
		中野中学校区				柳生中学校区	
宮城県立 西多賀支援学校 (知的障害の場合)	太白区	愛宕中学校区	重度重複障害者のみ	宮城県立 秋保かがやき支援学校 (普通科)	青葉区	広瀬中学校区	
		長町中学校区	重度重複障害者のみ			広陵中学校区	
		西多賀中学校区	重度重複障害者のみ			錦ヶ丘中学校区	
		八木山中学校区	重度重複障害者のみ		太白区	愛宕中学校区	重度重複障害者を除く
		山田中学校区	重度重複障害者のみ			長町中学校区	重度重複障害者を除く
		人来田中学校区	重度重複障害者のみ			西多賀中学校区	重度重複障害者を除く
		富沢中学校区	重度重複障害者のみ			生出中学校区	
						八木山中学校区	重度重複障害者を除く
						山田中学校区	重度重複障害者を除く
						人来田中学校区	重度重複障害者を除く
						秋保中学校区	
						茂庭台中学校区	

【願 書（知的障害以外の県立特別支援学校高等部・専攻科、及び県立高等学園第一次出願用）】

受 検 番 号	※	番
入 学 願 書		
宮 城 県 立 ○ ○ 校 長 殿		令和 年 月 日
志願者本人氏名 ふりがな		
(本人署名又は記名押印) 〔 昭和 年 月 日生 〕 平成		
保護者（又は保証人）氏名 (本人署名又は記名押印)		
貴校〔 高等部・専攻科（ ） 科 〕に入学したいので、保護者（保証人）連署の上、志願いたします。		
本 人	現 住 所	〒（ — ）
	在学（出身）学 校	昭和 平成 年 月卒業見込・卒業 令和
	特別支援学級種別 （知的、弱視等を書く）	
は保 護 者 又 は保 証 者 人	現 住 所	〒（ — ） 電話 （ ） —
第 2 志望学科（ ）		

割
印

受 検 票

令和 8 年度宮城県立特別支援学校入学者選考 (※の欄は記入しないこと)

受 検 番 号	※	番	氏 名	生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日
在学（出身）学 校	○ ○ 立 ○ ○ 学 校			志願校	※宮城県立○○○○ 高等部・専攻科（ ） 科

【願 書】（高等学園第二次出願用）

受 検 番 号	※	番
入 学 願 書 (例)		
宮 城 県 立 ○ ○ 校 長 殿		令和 年 月 日
志願者本人氏名		
(本人署名又は記名押印)		
〔 昭和 年 月 日生 〕		
平成		
保護者（又は保証人）		
氏名		
(本人署名又は記名押印)		
貴校〔 高等部・専攻科（ ） 科 〕に入学したいので、保護者（保証人）連署の上、志願いたします。		
本 人	現 住 所	〒（ — ）
	在学（出身） 学 校	昭和
	特別支援学級種別 (知的、弱視等を書く)	平成 年 月卒業見込・卒業 令和
は保 護 者 又	現 住 所	〒（ — ） 電話 （ ） —
特別支援学校高等部(知的障害)を併願している場合の受検予定校（ ）		

割
印

受 検 票

令和 8 年度宮城県立特別支援学校入学者選考 (※の欄は記入しないこと)

受 検 番 号	※	番	氏 名	生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日
在学（出身） 学 校	○ ○ 立 ○ ○ 学 校			志願校	※宮城県立○○○○ 高等部・専攻科（ ） 科

【様式第1号】

県外からの宮城県立		特別支援学校高等部・専攻科 支援学校高等学園	出願承認願
			令和 年 月 日
宮城県立〇〇校長 殿			
		ふりがな 志願者本人氏名	(本人署名又は記名押印)
		[昭和 年 月 日生 平成]	
		保護者（又は保証人） 氏名	
			(本人署名又は記名押印)
下記のとおり、貴校〔高等部・専攻科（ ）科〕に入学したいので、出願を承認くださるよう保護者（保証人）連署の上、お願いします。			
記			
本人	現住所	〒（ ）	
	在学（出身）学校		
	卒業見込・卒業の年月	昭和 年 月 卒業見込・卒業 平成 令和	
	氏名		
保証人又は保護者	現住所	〒（ ）	
	氏名	電話（ ）	
出願先		宮城県立 部科（ ）学科	
理由			
	転居の場合、入学後の本人及び保護者の予定住所	〒（ ）	
学校所在地 〒（ ） 〇〇学校長 氏名 印			
上記のとおり相違ないこと、及び、貴校以外の宮城県内の公立特別支援学校高等部・専攻科、支援学校高等学園及び公立高等学校と併願していないことを証明します。			

(注) 1 理由は、できるだけ詳細かつ具体的に記入すること。
2 理由を証明する書類を添付すること。
3 返信用封筒（返信用切手貼付、あて先明記）を同封すること。

【様式第3号】

宮城県立 特別支援学校高等部・専攻科 出願取消し届
支援学校高等学園

令和 年 月 日
宮城県立 ○ ○ 校長 殿
○ ○ 学 校
校 長 印

下記の者は、貴校に出願しましたが、これを取り消しますので、届け出ます。

記

出 願 し た 部 （ 科 ） ・ 学 科	氏 名

【様式第4号】

入 学 辞 退 届

令和 年 月 日

宮 城 県 立 ○ ○ 校 長 殿

出願者氏名

(本人署名又は記名押印)

保護者（又は
保証人）氏名

(本人署名又は記名押印)

貴校の〔 高等部・専攻科 〕に合格しましたが、都合により入学を辞退しますので、
届け出ます。

追 検 に よ る 選 考 申 請 書

令和 年 月 日

_____学校長 殿

_____学校

校長 _____

公印

選考日を欠席した下記の者について、追検による選考の受検を申請します。

記

受検者	受検番号		氏 名	
欠席した検査等	1 諸検査（学力検査を含む） 2 面接			
事 由	(イ) インフルエンザ等の感染症などへの罹患又はその症状 (ロ) その他やむを得ない事由 (該当するものに○を付けてください)			
	具体的事由			

※ 事由（イ）の場合、診断書等を添付すること。

※ 事由（ロ）の場合、出身学校長が欠席の事由を具体的に記載すること。

【様式第8号－1】

受検上の配慮申請書

令和 年 月 日

____校長 殿

____学校

____校長

公印

下記のとおり、学力検査・諸検査・面接等の受検上の配慮をお願いします。

記

ふりがな 氏 名		生年月日	昭和 平成	年	月	日生
出願学科等	() 部 (科) () 科					
在学(出身)学校		卒 業 見 込 (卒業)の年月	昭和 平成 令和	年	月	卒業見込 卒 業
配慮の内容	身体上のこと等 () その他 ()					
配慮の希望事項	施 設 面					
	検 査 方 法					
	そ の 他					
配慮が必要な理由						

- <注> 1 「配慮の内容」の欄については、該当する項目を ☐ で囲み、() 内には、その具体的な内容を記入すること。海外帰国者等はその他()に記入する。
- 2 配慮の希望事項の記入について
- (1) 施設面については、検査会場における検査室、座席等の希望を記入すること。
 - (2) 検査方法については、拡大文字での検査、漢字へのルビ、検査時間の延長等の希望を記入すること。
 - (3) その他については、特別な器具の持込や薬の服用など、上記(1)(2)以外の配慮を希望する場合に記入すること。
 - (4) 「配慮の希望事項」の欄は、受検上の配慮に関する記入欄であり、選考に関する配慮等については記入しないこと。
- 3 出身学校長は、配慮申請の妥当性を示す資料（診断書、出身学校での生活の様子や配慮した内容等を記載した添書など）を添付して、出願先特別支援学校長及び高等学園校長に提出すること。